

# 令和6年度運動部活動等外部指導者派遣事業 実施要項

## 1 目的

高等学校、特別支援学校の運動部活動等に、地域のスポーツ指導者を計画的に派遣することで、専門的な指導が可能となり、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身に付けたり、体力を向上させたりできるようにする。また、外部指導者を活用することで教育活動の活性化を図り、地域社会と連携を深めながら効果的・計画的な運動部活動を推進する。

## 2 対象

高等学校、特別支援学校の運動部活動等を対象に、学校長の指導の下、次の内容に沿って申請された人物を1校1部1名に限り派遣する。

高等学校	指導経験の少ない教員を支援し、顧問と適切に役割を分担して部活動指導体制を整えるため	A
特別支援学校	専門的な技術指導を要する部活動を支援・強化し、学校と地域が連携した部活動を充実させるため	B

## 3 経費

予算の範囲内で謝金及び交通費を支給する。ただし、大会等へ同行し指導する場合の謝金及び交通費等は支給しない。

## 4 外部指導者の資格

以下の項目全てに該当する者を原則とする。

- (1) 当該運動種目の技術指導に堪能で20歳以上であること。
- (2) 原則として学区（高校は旧学区）に在住又は在勤していること。
- (3) 教員以外の者。（時間講師や退職教員は認められる。）公務員は認めるが、謝金の支給なし。
- (4) 当該学校長が、指導者としてふさわしい人格を有していると判断した者。

技術指導に堪能とは、当該運動種目の日本スポーツ協会等公認指導者資格や審判資格を有することを原則とする。

## 5 派遣の内容（期間：5月～2月、時間：1回2時間）

### (1) 高等学校・特別支援学校

人数：16名程度

回数：20回以上

謝金：20回分を上限に謝金及び旅費を年度末に指導者宛に振り込む

報告：委嘱後に、計画書、報告書を県教育委員会に提出する。

謝金は4,100円/回とし、交通費は居所-派遣校往復分を県旅費規程により算出する。ただし、予算の範囲内で上限を設ける。

### (2) 委嘱した外部指導者全員について、県が負担してスポーツ傷害保険に加入する。

## 6 派遣申請等事務手続き

各学校長は、前記4により外部指導者の審査を行った上で以下にしたがって申請しなければならない。

### (1) 外部指導者の申請書の作成・提出

運動部活動等外部指導者の派遣を希望する学校は、**様式1(申請書)**・**様式2(推薦書)**を作成し、保健体育課へ提出すること。

### (2) 保健体育課への提出期限

**令和6年4月18日(木)必着**

## 7 委嘱の決定及び委嘱状の交付

(1) 県教育委員会が審査後、結果を通知する。

(2) 県教育委員会が作成した委嘱状を、学校長から外部指導者に交付する。(5月)

## 8 研修会の開催及び参加

- ・外部指導者及び顧問教師は、県教育委員会が9月13日(金)14:00~16:30に開催予定の研修会へ必ず参加すること。(公務等で欠席する場合は、必ず連絡すること。)
- ・この研修会における外部指導者の旅費は、県で負担する。

## 9 その他

- ・研修会への参加状況及び計画書や報告書等必要書類の提出状況によっては、旅費・謝金が支払えない場合があること。
- ・派遣人数の増加に伴う事務手続きの簡素化のため、必ず本人名義の銀行口座を用意すること。

### 【問い合わせ先】

山梨県教育庁 保健体育課  
学校体育担当 窪田 弘樹  
〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1  
Tel 055-223-1783(直通)  
Fax 055-223-1718  
E-mail:kubota-aygk@pref.yamanashi.lg.jp